

一般廃棄物最終処分場の維持管理の状況

年度	令和2度
施設名称	成東一般廃棄物最終処分場
所在地	山武市成東字北牧谷4002
埋立処分終了年月日	平成7年3月31日

1 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃残渣	トン	埋立処分終了につき埋立なし											
溶融スラグ													

2 施設の点検

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁の点検	点検を行った年月日	4月3日	5月1日	6月1日	7月7日								
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし								
	損壊するおそれがある場合の措置												
	措置を講じた年月日	-	-	-	-								
	措置の内容	-	-	-	-								
遮水工の点検	点検を行った年月日	4月3日	5月1日	6月1日	7月7日								
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし								
	遮水効果が低下するおそれがある場合の措置												
	措置を講じた年月日	-	-	-	-								
	措置の内容	-	-	-	-								
浸出液処理設備の点検	点検を行った年月日	4月14日	5月5日	6月2日	7月10日								
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし								
	機能に異常がある場合の措置												
	措置を講じた年月日	-	-	-	-								
	措置の内容	-	-	-	-								

3 残余の埋立容量

測定を行った年月日	埋立処分終了につき埋立なし
測定の結果(m ³)	

4-1 水質検査結果 放流水

法定検査頻度 No.1～5: 月1回以上、その他: 年1回以上

No.	単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	R2.4.24	R2.5.15	R2.6.5	R2.7.3								
-	検査結果取得日	-	-	R2.5.12	R2.5.28	R2.6.17	R2.7.20								
1	水素イオン濃度(水素指数)	-	5.8~8.6	7.1	7.4	7.3	6.9								
2	生物学的酸素要求量	mg/l	0.5	60以下	不検出	0.7	不検出	不検出							
3	化学的酸素要求量	mg/l	0.5	90以下	10	11	12	11							
4	浮遊物質	mg/l	1	60以下	不検出	不検出	不検出	不検出							
5	大腸菌群数	個/cm ³	1	3000以下	不検出	不検出	不検出	不検出							
6	アルキル水銀化合物	mg/l	0.0005	検出されないこと				不検出							
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005	0.005以下				不検出							
8	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.001	0.03以下				不検出							
9	鉛及びその化合物	mg/l	0.005	0.1以下				不検出							
10	有機リン化合物	mg/l	0.1	1以下				不検出							
11	六価クロム化合物	mg/l	0.02	0.5以下				不検出							
12	砒素及びその化合物	mg/l	0.005	0.1以下				不検出							
13	シアン化合物	mg/l	0.1	1以下				不検出							
14	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005	0.003以下				不検出							
15	トリクロロエチレン	mg/l	0.001	0.1以下				不検出							
16	テトラクロロエチレン	mg/l	0.001	0.1以下				不検出							
17	ジクロロメタン	mg/l	0.001	0.2以下				不検出							
18	四塩化炭素	mg/l	0.0002	0.02以下				不検出							
19	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004	0.04以下				不検出							
20	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.001	1以下				不検出							
21	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.001	0.4以下				不検出							
22	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.001	3以下				不検出							
23	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006	0.06以下				不検出							
24	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002	0.02以下				不検出							
25	チウラム	mg/l	0.0006	0.06以下				不検出							
26	シマジン	mg/l	0.0003	0.03以下				不検出							
27	チオベンカルブ	mg/l	0.001	0.2以下				不検出							
28	ベンゼン	mg/l	0.001	0.1以下				不検出							
29	セレン及びその化合物	mg/l	0.002	0.1以下				不検出							
30	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005	0.5以下				不検出							
31	ほう素及びその化合物	mg/l	0.1	50以下				0.2							
32	ふっ素及びその化合物	mg/l	0.08	15以下				0.09							
33	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	0.1	200以下				4.2							
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l	1	5以下				不検出							
35	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	mg/l	1	30以下				不検出							
36	フェノール類含有量	mg/l	0.05	5以下				不検出							
37	銅含有量	mg/l	0.01	3以下				不検出							
38	亜鉛含有量	mg/l	0.05	2以下				不検出							
39	溶解性鉄含有量	mg/l	0.1	10以下				不検出							
40	溶解性マンガン含有量	mg/l	0.1	10以下				不検出							
41	クロム含有量	mg/l	0.02	2以下				不検出							
42	窒素含有量	mg/l	0.2	120以下				9.2							
43	炭含有量	mg/l	0.02	16以下				0.02							
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	10以下											

*基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。

4-2 水質検査結果 地下水(観測井・上流)

法定検査頻度 No.1及び2:月1回以上、その他:年1回以上

No.		単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	-	R2.4.24	R2.5.15	R2.6.5	R2.7.3								
-	検査結果取得日	-	-	-	R2.5.12	R.5.28	R2.6.17	R2.7.20								
1	電気伝導率	ms/m	-	-	49.5	39.9	32.1	29.3								
2	水素イオン濃度(水素指数)	-	-	-	6.5	6.7	6.8	6.6								
3	アルキル水銀化合物	mg/l	0.0005	検出されないこと				不検出								
4	総水銀	mg/l	0.0005	0.0005以下				不検出								
5	カドミウム	mg/l	0.0003	0.003以下				不検出								
6	鉛	mg/l	0.001	0.01以下				不検出								
7	六価クロム	mg/l	0.005	0.05以下				不検出								
8	砒素	mg/l	0.001	0.01以下				不検出								
9	全シアン	mg/l	0.1	検出されないこと				不検出								
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005	検出されないこと				不検出								
11	トリクロロエチレン	mg/l	0.001	0.03以下				不検出								
12	テトラクロロエチレン	mg/l	0.001	0.01以下				不検出								
13	ジクロロメタン	mg/l	0.001	0.02以下				不検出								
14	四塩化炭素	mg/l	0.0002	0.002以下				不検出								
15	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004	0.004以下				不検出								
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.001	0.1以下				不検出								
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002	0.04以下				不検出								
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.001	1以下				不検出								
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006	0.006以下				不検出								
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002	0.002以下				不検出								
21	チウラム	mg/l	0.0006	0.006以下				不検出								
22	シマジン	mg/l	0.0003	0.003以下				不検出								
23	チオベンカルブ	mg/l	0.001	0.02以下				不検出								
24	ベンゼン	mg/l	0.001	0.01以下				不検出								
25	セレン	mg/l	0.001	0.01以下				不検出								
26	1, 4-ジオキサン	mg/l	0.005	0.05以下				不検出								
27	クロロエチレン	mg/l	0.0002	0.002以下				不検出								
28	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	1以下				不検出								

※基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。

4-3 水質検査結果 地下水(観測井・下流)

法定検査頻度 No.1及び2:月1回以上、その他:年1回以上

No.		単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	-	R2.4.24	R2.5.15	R2.6.5	R2.7.3								
-	検査結果取得日	-	-	-	R2.5.12	R.5.28	R2.6.17	R2.7.20								
1	電気伝導率	ms/m	-	-	26.4	26.5	27.6	27.0								
2	水素イオン濃度(水素指数)	-	-	-	7.1	7.2	7.3	7.1								
3	アルキル水銀化合物	mg/l	0.0005	検出されないこと				不検出								
4	総水銀	mg/l	0.0005	0.0005以下				不検出								
5	カドミウム	mg/l	0.0003	0.003以下				不検出								
6	鉛	mg/l	0.001	0.01以下				0.004								
7	六価クロム	mg/l	0.005	0.05以下				不検出								
8	砒素	mg/l	0.001	0.01以下				0.002								
9	全シアン	mg/l	0.1	検出されないこと				不検出								
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005	検出されないこと				不検出								
11	トリクロロエチレン	mg/l	0.001	0.03以下				不検出								
12	テトラクロロエチレン	mg/l	0.001	0.01以下				不検出								
13	ジクロロメタン	mg/l	0.001	0.02以下				不検出								
14	四塩化炭素	mg/l	0.0002	0.002以下				不検出								
15	1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.0004	0.004以下				不検出								
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.001	0.1以下				不検出								
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002	0.04以下				不検出								
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.001	1以下				不検出								
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.0006	0.006以下				不検出								
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.0002	0.002以下				不検出								
21	チウラム	mg/l	0.0006	0.006以下				不検出								
22	シマジン	mg/l	0.0003	0.003以下				不検出								
23	チオベンカルブ	mg/l	0.001	0.02以下				不検出								
24	ベンゼン	mg/l	0.001	0.01以下				不検出								
25	セレン	mg/l	0.001	0.01以下				不検出								
26	1, 4-ジオキサン	mg/l	0.001	0.05以下				不検出								
27	クロロエチレン	mg/l	0.0002	0.002以下				不検出								
28	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	1以下				不検出								

※基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。